

長岡技術科学大学の男女共同参画推進について

I. 基本理念

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられ、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成を促進するための施策に関する基本的事項が定められ、その取組が必要であるとされています。

こうした社会的な要請を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、大学における社会的責任を果たすとともに、広く社会に貢献することを目指します。

II. 基本方針

- 1 男女の人権を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた大学としての社会的責任を果たすための取組を推進する。
- 2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しを行い、大学全体としての意識啓発に努める。
- 3 男女が対等な立場において、あらゆる機会の均等が確保されるための体制の整備及び取組を推進する。
- 4 育児や介護等を含めた家庭生活が仕事や就学と両立され、男女が家族の一員としての役割を果たせるような環境の整備を進める。

III. 本学が実施する取組

1. 就学・就業環境の整備
 - (1) 男女共同参画に関する情報提供等による学生・教職員の意識啓発
 - (2) セクシュアル・ハラスメント等の防止・対策に関する情報提供及び意識啓発
 - (3) 男女共同参画に関する総合的な窓口の整備
 - (4) 男女共同参画推進状況の調査
2. 仕事と家庭の両立支援
 - (1) 教職員への育児及び介護休業制度に関する情報提供による制度利用の促進
 - (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定及び推進
 - (3) 年次有給休暇の計画的取得や夏季休暇等の連続取得の奨励
 - (4) 超過勤務削減のための方策の検討
3. 女性研究者の採用等の拡大
 - (1) 男女共同参画の推進を踏まえた教員人事の在り方の検討
 - (2) 女性応募者増加のための教員公募情報の積極的な広報の実施及び周知方法の充実
 - (3) 出産、育児及び介護に配慮した教員の業績評価の実施
 - (4) 出産及び育児等から復帰する教員の教育研究費等の支援

- (5) 女子学生の研究者への進路選択を支援するための女性研究者や卒業生の活躍を紹介したロールモデル情報の提供
- (6) 女性若年層の理工系への関心を高めるため、ロールモデル情報の提供及び女子大学院生による中高生への出張セミナー等の実施

4. 機会均等の確保

- (1) 意思決定過程への女性の登用促進
- (2) 教職員及び学生からの意見を積極的に取り入れる体制の整備

(用語解説)

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルをいう。「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。(内閣府男女共同参画局ホームページの「用語集」より)